

監査監第2508号

令和8年3月30日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市議会議長 伊藤 仕 様

さいたま市監査委員 井山 剛之

同 工藤 道弘

同 阪本 克己

同 金井 康博

財政援助団体等監査（出資団体）結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査（出資団体）を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

財政援助団体等監査（出資団体）結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（以下「監査基準」という。）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 出資団体

与野都市開発株式会社

(2) 所管課

都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課

(3) 対象事務

出資団体に係る出納その他の事務の執行について（令和6年度及び他の年度）

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 所管課

ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。

イ 出資金等の支出手続は適正か。

ウ 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

エ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

オ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

カ 増・減資等はあるか。また、配当がある場合には、配当金は確実に収入されているか。

キ 有価証券の保管は良好か。

(2) 出資団体

ア 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

イ 出資が有効に生かされ、市民の福祉の増進につながっているか。受益者負担は適切か。定款に沿って事業運営が行われ、有効性達成を阻害する要因を把握し、社会経済情勢の変化に対応しているか。

- ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- エ 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- オ 経営成績及び財政状態は良好か。
- カ 収益率及び財務比率は良好か。また、人件費の内容及び金額は事業規模に比し適切か。
- キ 経理・庶務事務は適正に行われているか。
- ク 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。
- ケ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- コ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制及び保管場所は適切か。
- サ 経済性・効率性・透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。特に随意契約についての契約事務は適切か。
- シ 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- ス 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
- セ 団体の機関は有効に機能しているか。
- ソ 今後の有効な事業運営の見込みは適切か。中長期経営計画の策定状況、保有施設の改修計画と財源確保状況、借入金の返済財源と今後の返済見込みは適切か。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、出納その他の事務の執行が適正に執行されているか否かについて、関係者から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証書類の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象団体内

(2) 監査期間

令和7年11月21日（金）から令和8年3月27日（金）まで

6 出資団体の概要

(1) 設立目的

北与野駅北口市街地再開発事業の一環として建設された再開発ビル「アルーサ

A・B館」の管理、運営を事業目的とし、地域の中心核として地域に貢献すべく、旧与野市の第三セクターとして設立。

(2) 事業内容

ア 不動産賃貸業

イ 建物等管理運營業

(3) 出資状況

市の出資金は5億円であり、出資比率は100%である。

7 監査の結果

(1) 監査基準第17条第2項の規定に基づく記載

上記1から6までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった出資団体の当該出資に係る出納その他の事務の執行が当該出資の目的に沿って行われていることが認められた。

(2) 指摘事項（監査基準第17条第4項の規定に基づく記載）

次のとおり是正又は改善が必要である事項が認められたので、その措置を講じられたい。

ア 都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課

株券等の保管、団体に対する指導監督等について、関係書類等を調査した結果、いずれも適正に行われていた。

イ 与野都市開発株式会社

(ア) 与野都市開発株式会社経理規則（以下「経理規則」という。）第2条に基づく企業会計原則によると、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対して支払を受けた対価については前受収益として計上し、かかる役務提供契約以外の契約等による前受金とは区別しなければならないとされている。

しかし、賃料などの前受収益が、前受金として計上されていたので、適正な事務処理を行うべきである。

(イ) 経理規則第2条に基づく企業会計原則によると、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、既に提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものについては未収収益として計上し、かかる役務提供契

約以外の契約等による未収金とは区別しなければならないとされている。

しかし、管理受託料などの未収収益が、未収入金として計上されていたので、適正な事務処理を行うべきである。

(ウ) 貸借対照表の貯蔵品において、誤った金額を計上していたので、適正な事務処理を行うべきである。

(エ) 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準によると、事業税等の更正等による追徴税額のうち納付されていない税額は、当事業年度の所得等に対する事業税等のうち納付されていない税額に含めて表示するとされている。

しかし、令和5年度事業税過不足分及び事業税申告加算金について、未払事業税ではなく未払金に含めて表示していたので、適正な事務処理を行うべきである。

(オ) 会社法第298条第1項及び第4項によると、株主総会の招集の決定は、取締役会の決議によらなければならないとされている。

しかし、取締役会で決議する前に、株主総会の招集の通知を発していたので、適正な事務処理を行うべきである。

(カ) 会社法第437条によると、取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、取締役会の承認を受けた計算書類及び事業報告を提供しなければならないとされている。

しかし、取締役会の承認を受ける前に、計算書類及び事業報告を提供していたので、適正な事務処理を行うべきである。